

# ○光市民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業交付金交付要綱

令和7年12月10日

告示第193号

## (趣旨)

第1条 この告示は、虹ヶ浜海岸の新たな特色や価値を生み出し、誘客等を通じた人的なにぎわいやこれに伴う市内経済の活性化につなげるため、民間事業者が実施する「市が誇る観光資源である虹ヶ浜海岸を生かして、民間事業者のノウハウを活用した事業」（以下「にぎわい創出事業」という。）に対し予算の範囲内で光市民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業交付金（以下「交付金」という。）を交付（以下「支援」という。）することに関し、必要な事項を定めるものです。

## (対象事業者)

第2条 支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援の対象となるにぎわい創出事業（以下「支援対象事業」という。）を実施する者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有していない者

- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者
  - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項又は同条第13項第2号に規定する営業を営まない者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する事業を営むなど市長が支援することが適当でないと認める者でない者
- (支援対象事業)

第3条 支援対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 虹ヶ浜海岸一帯の四季を通じたポテンシャルを活用し、多くの来訪が期待できる事業
- (2) 来訪者の消費を促すとともに、市内経済への波及が期待できる事業
- (3) 別に定める事業エリアを拠点に、年間累計60日以上の期間で展開される事業
- (4) 単年ではなく継続的に実施される事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、支援の対象事業としない。

- (1) 特定の個人や団体のみを対象とするなど、来訪者を限定する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業
- (3) 反社会的な活動その他公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (4) 法令、条例等に違反する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援することが適当でないと認める事業

(支援対象経費)

第4条 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象事業に要する経費のうち、次のとおりとする。

費目	内容（主な経費）
----	----------

人件費	直接雇用契約を締結した従業員に対する給与（基本給）及び賃金（パート従業員・アルバイト従業員を含む。この場合において、第7条第1項の規定による支援の決定（以下「支援決定」という。）をした日（以下「支援決定日」という。）以前に雇用した者も含む。）
委託・外注費	委託・外注に要する経費
使用料	機材等のリース料・レンタル料
その他	事業実施のために必要と市長が認める経費（別途協議の上決定）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する経費は、支援対象経費に含まない。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
- (2) 支援決定日以前に発生した経費
- (3) 支援決定日から当該日の属する年度の末日まで(以下「支援対象期間」という。)に支払が完了しない経費
- (4) 証憑資料等により支払金額、支払の有無、日付等の支援決定に際し必要な情報が確認できない経費  
(交付金の額)

第5条 交付金の交付額は、総事業費から国、県、市その他の団体から交付を受けた助成金等を差し引いた額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）に対し、支援対象経費を査定し、審査の上決定した額とする。

2 前項の規定により算出された交付金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。  
(交付申請)

第6条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業支援申請書(様式第1号)

に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 企画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(支援決定等)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、支援を決定するときは民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業支援（変更）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、支援しないと決定するときは民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業審査結果通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の支援決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、必要に応じて条件を付すことができる。

（実施状況の報告）

第8条 市長は、必要があると認める場合は、支援決定を受けた事業者（以下「支援決定事業者」という。）に対し、支援決定を受けた支援対象事業（以下「支援決定事業」という。）の実施状況、収支状況等について報告を求めるものとする。

（変更等申請）

第9条 支援決定事業者は、申請書の内容等を変更（経費の配分変更も含む。）しようとするとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、支援決定事業の目的に影響のない範囲で事業計画の細部を変更する場合等、市長が軽微と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは変更後の交付金の額を決定通知書により、適当で

ないと認めたときは民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業変更不承認通知書（様式第5号）により、当該支援決定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更を認める場合において、必要な条件を付することができる。

（概算払）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支援決定をした額の範囲内で交付金の概算払をすることができるものとする。

2 支援決定者は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業交付金概算（精算）払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び額の確定）

第11条 支援決定事業者は、支援対象期間の満了日又は支援決定事業の完了日（支援決定事業を中止した場合は、中止日。以下同じ。）のいずれか早い日から起算して30日以内（支援決定事業の完了日が3月に属する場合は、3月31日まで）に、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 実施報告書

（2） 事業収支決算書

（3） 成果物又は成果物の概要資料

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業交付金確定通知書（様式第8号）により当該支援決定者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、当該支援決定事

業の成果が支援決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、支援決定事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 支援決定事業者は、前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合は、改めて実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付請求及び精算)

第13条 第11条第2項の規定による交付金の額の確定を受けた者(以下「交付額確定者」という。)は、同項の規定による通知の日から30日以内に民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業交付金概算(精算)請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合であって、交付すべき交付金があったときは、速やかにその交付金を交付するものとする。
- 3 第10条の規定により交付金の概算払を請求した交付額確定者は、第1項の規定による請求書の提出により、当該交付金の過不足額について精算するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該交付額確定者に当該額の交付金の返還を命ずるものとする。

(支援決定の取消し)

第14条 市長は、支援決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に支援した交付金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽又は不正により支援決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援することが適当でないと認めるととき。

- 2 市長は、前項の規定により支援決定を取り消したときは、速やかにその旨を民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により、交付金の返還命令を受けた支援決定事業者は、指定された期限までに交付金を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第15条 交付金額確定事業者は、支援決定事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、支援対象期間の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月10日から施行する。